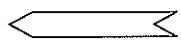
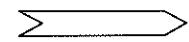


資 料 編

 目 次 

資料 1	過去における主な災害記録	1
資料 2	三笠市防災会議条例	5
資料 3	三笠市防災会議条例施行規則	7
資料 4	三笠市災害対策本部条例	8
資料 5	三笠市災害対策本部規程	9
資料 6	林野火災関係機関一覧	12
資料 7	災害時及び高速自動車国道の事故における医療救護活動に関する協定書	13
資料 8	高速自動車国道事故等対策要綱	27
資料 9	トリアージタグ	30
資料10	三笠市が締結している協定一覧	31
資料11	消防団の水防分担区域	33
資料12	水防資器材備蓄一覧	34
資料13	建設機械等保有一覧	35

資料 1

過去における災害の主な記録

年号	年月日	水害(台風、豪雨)・雪害(融雪)等	地震・火災
明治	19. 6	暴風雨で幌内太橋流出し、石橋台が崩壊した。	
"	24. 6. 22		幌内市街大火 50戸焼失
"	31. 7	幾春別川大洪水、9月また大氾濫して空知橋流出、農作物の被害多かった。	
"	37. 6	6. 7月にわたり幾春別川氾濫	
"	38. 8		幾春別礦社宅大火 60戸焼失
"	38. 9. 25		幾春別市街大火 50余戸焼失
"	41. 8. 13		幌内市街大火 300戸焼失 305戸罹災
"	42. 4	幾春別川洪水、村内橋梁暗渠等被害受ける。	
"	44. 8. 11 ～ 17	幾春別川氾濫により浸水家屋300余戸橋梁多数流出	
大正	2. 4	幌内炭山切割長屋雪崩のため崩壊し、圧死者5名を出した。	
"	12. 9	豪雨により幾春別川が氾濫	
"	14. 7. 22		幌内市街大火 94戸焼失
昭和	2. 9. 13		幾春別市街大火 120戸焼失
"	5. 5. 31		幌内市街大火 130戸焼失 焼死者1名
"	7. 6	幾春別川、市来知川、幌内川氾濫し、大水害となる。	
"	7. 9. 6	豪雨により各河川大氾濫し、幾春別川向から岡山間一面の泥海と化した。	
"	8. 8	豪雨出水のため道路、橋梁など被害を受けた。	
"	13. 5. 17		弥生市街及び弥生 鉱社宅等大火 240 余戸焼失 192戸罹 災
"	18. 9. 12	各河川氾濫し、大水害の被害を受ける。	
"	21. 4. 27		唐松市街大火 104戸焼失

年号	年 月 日	水 害 (台風、豪雨) ・ 雪 害 (融 雪) 等	地 震・火 灾
昭和	22. 4. 20	豪雨により道路決壊 1、橋梁流出 1、田畠冠水 49.5 ha、床下浸水 150 戸	
"	22. 5. 16		幾春別市街大火 977 戸焼失 焼死者 2 名 負傷者 73 名
"	22. 9	各河川氾濫し、大水害の被害を受ける。	
"	26. 5. 1	豪雨により河岸決壊 2箇所等、被害甚大	
"	27. 3. 4		1952 年十勝沖地震 により、小学校 3 校 中学校 1 校に被害を 受ける。
"	28. 4. 29	融雪災害で幌内川が氾濫し、河岸 2 箇所決壊	
"	29. 1	暴風雪により住宅倒壊 10 戸、半壊 9 戸、大破 14 戸、幾春別中学校屋体破損	
"	29. 4. 18	豪雨により各河川氾濫道路、河岸の決壊 12 箇所の被害を受ける。	
"	29. 5	暴風雨により一般住宅、各小中学校に被害を受ける。	
"	29. 9. 26	台風 15 号により一般住宅、各学校、鉱業施設等に大被害を受ける。青函連絡船洞爺丸で町内から 9 名の死者を出した。	
"	30. 11	幌内川沿の高地、地すべりとなり幌内川埋没して上流地域氾濫	
"	31. 4. 17	暴風雨により河岸 3 箇所決壊	
"	31. 8. 17 ～ 18	大雨により河岸 3 箇所決壊、道路 1 箇所決壊	
"	33. 7. 23	台風 11 号により奔別川、幌内川を主として氾濫し河岸 2 箇所決壊	
"	34. 9. 6 ～ 7	豪雨により各河川氾濫、45 戸流出、浸水 650 戸田畠、道路橋梁の被害大	
"	36. 4	降雨融雪による出水のため、山手線道路暗渠、幌内川筋護岸 3 箇所被害あった。	
"	36. 7. 25 ～ 26	集中豪雨により一般住宅、田畠の大被害を受ける。	
"	37. 4. 3 ～ 4	大雨融雪により前田の沢溜池堰堤決壊、橋梁 3 箇所流出、幌内川 3 箇所河岸決壊	
"	37. 8. 3 ～ 4	台風 9 号により一般住宅、田畠、公共施設等に被害を受ける。死亡者 2 名	
"	41. 8. 18	豪雨により住宅流出 3 戸、半壊一部破損 13 戸	

年号	年 月 日	水 害 (台風、豪雨) ・ 雪 害 (融 雪) 等	地 震・火 灾
昭和	～ 19 43. 5. 16	、床上浸水 335 戸、床下浸水 496 戸、公共施設 、農業、土木等の大被害を受ける。死亡者 2 名 災害救助法適用	1968 年十勝沖地震 (震度 4) により 集合円筒の倒壊、 家屋の一部が破損 490 戸、公共施設 、土木等の大被害 を受ける。
	44. 7. 20	豪雨により一般住宅の床下浸水 260 戸、農業 土木等の被害を受ける。	
	50. 8. 23 ～ 24	台風 6 号により住宅全壊 3 戸、半壊 3 戸、床 上浸水 204 戸、床下浸水 346 戸、公共施設、農 業、土木等の被害甚大 災害救助法適用	
	56. 8. 3 ～ 6	台風 12 号により河川及び排水溝が氾濫し住宅 床上浸水 19 戸、床下浸水 244 戸、公共施設、農 業、土木等の被害を受ける。幌内住吉地区地す べり災害が発生する。	
	60. 9. 1	台風 13 号により農業、土木 (暗渠排水等) の 被害を受ける。	
	63. 8. 26	豪雨により床上浸水 10 戸、床下浸水 32 戸、土 木 49 箇所、みかさ遊園等の被害を受ける。	
	7. 4. 5 ～ 9	気温上昇に伴う融雪灾害により、萱野、青山 地区の農業、大里地区の土木被害を受ける。	
	8. 2. 1 ～ 9	1 月の降雪量 557 cm、積雪量 154 cm と記録的 な大雪となり、雪害対策本部を設置。自衛隊の 派遣を要請、幹線道路の除排雪作業とボランテ ィア団体の協力により一人暮らし高齢者 97 世帯 の除雪作業を行った。	
	9. 5. 4	強風により三笠、唐松地区の公共施設、桂沢 地区の一般住宅 1 棟、みかさ遊園センターハウ ス等の被害を受ける。	
	9. 8. 9 ～ 10	台風 11 号から変わった温帶低気圧の影響によ り農業 27 戸、土木 21 箇所、観光施設等の被害を 受ける。	
	9. 10. 7	集中豪雨 (1 時間 42. 5 mm) により床下浸水 11 棟、土木 (グリーンヒルズ柏) 等の被害を受け る。	

年号	年 月 日	水 害(台風、豪雨)・雪 害(融 雪) 等	地 震・火 灾
平成	13. 2. 13 ↓ 3. 2	2月12日現在の総降雪量1,055cm、積雪量187cmと記録的な大雪となり雪害対策本部を設置。独居老人世帯等の実態調査及び各関係機関の協力のもと市民への万全な対策を講じた。 NHK放送において緊急雪害対策本部の取組みが放映された。	
"	15. 9. 26		2003年十勝沖地震(震度4)により商業施設に被害を受ける。
"	16. 9. 8	台風18号の暴風により、一般住宅、農業施設、文教施設、商業施設等に被害を受ける。	
"	18. 5. 18		弥生桜木町市有林29林班で林野火災が発生し、林野火災対策本部を設置。 7.56haを焼損した。
"	20. 3. 4	唐松青山町、旧北炭幌内炭鉱跡地で陥没が発生。その衝撃で3方向から黒い噴出物が見られ、やぐらの支柱が変形。3月10日には排気立坑の周辺に56.6m×42.1m×深さ19.4mの大陥没が出現した。	
"	24. 1. 13 ↓ 24. 5. 9	積雪が三笠地区で167cm(1月13日)、幾春別地区で212cm(同月14日)となり、バスが一部運休するなど市民生活に影響が出始めたため、雪害対策本部を設置。1月18日から22日、2月14日から16日と2度の自衛隊派遣を受ける。	
"	24. 9. 9 ↓ 24. 9. 12	9日未明の集中豪雨により、最大1時間降水量48ミリを観測し、床上浸水2棟2戸、床下浸水3棟3戸の被害を受ける。また、連日の降雨の影響もあり、12日未明にも集中豪雨により、最大1時間降水量49ミリの過去最高雨量を観測し、床上浸水1棟1戸、床下浸水7棟7戸、その他、幾春別川が増水し、唐松町1丁目と幾春別栗丘町の20世帯26名が自主避難、農業被害、土木被害(地すべり)、道路冠水などの被害を受ける。	
"	25. 2. 2		十勝地方中部地震で震度4を記録する。(被害なし)

資料2

三笠市防災会議条例

〔昭和38年1月26日
条例第3号〕

改正 平成 6年 7月 1日 条例第16号	平成12年 3月31日 条例第12号
平成14年12月27日 条例第52号	平成17年 9月30日 条例第30号
平成18年12月25日 条例第38号	平成24年 6月29日 条例第16号
平成24年 9月24日 条例第19号	平成28年 6月30日 条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、三笠市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し、必要な事項を定める。

(防災会議の任務)

第2条 防災会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 三笠市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画の調査審議に関する事務
- (5) 前各号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(防災会議の組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長が事故等により不在のときは、副市長がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に定める者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長
 - (8) 消防団長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

6 委員の定数は、25人以内とする。

(専門委員の設置)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、自衛官、警察官、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、その専門の事項に関する調査を終了したときに解任される。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第52号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第30号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第38号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(三笠市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条

附 則(平成24年6月29日条例第16号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第19号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月30日条例第25号)

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

資料3

三笠市防災会議条例施行規則

平成14年12月27日
規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、三笠市防災会議条例（昭和38年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 三笠市防災会議（以下「防災会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(会議の定足数)

第3条 防災会議は、総委員の半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

(防災会議の庶務)

第4条 防災会議の庶務は、三笠市消防本部生活安全センターにおいて行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

資料4

三笠市災害対策本部条例

〔昭和38年10月17日
条例第22号〕

改正 平成14年12月27日条例第52号
平成24年6月27日条例第12-3号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2第8項の規定により、三笠市災害対策本部（以下「本部」という。）に關し、必要な事項を定める。

(本部の組織)

第2条 法第23条の2第2項の規定により、災害対策本部長（以下「本部長」という。）には市長を充て、本部の事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 本部に部を置き、部に所属すべき本部員は、本部長が指名する。

- 2 部に部長を置く。
- 3 部長は、部の事務を処理する。

(委任)

第4条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第52号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日条例第12-3号）

この条例は、平成24年6月27日から施行する。

資料5

三笠市災害対策本部規程

〔平成6年8月1日
訓令第24号〕

改正 平成14年12月27日訓令第26号 平成17年12月28日訓令第20号
平成19年3月30日訓令第20号 平成24年3月28日訓令第3-4号
平成28年3月31日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、三笠市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）第4条の規定に基づき、三笠市災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(災害対策本部副本部長等の任命)

第2条 三笠市災害対策本部（以下「本部」という。）の副本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、病院長、消防長、各部長、議会事務局長、病院事務局長、消防署長、教育次長をもって充てる。

(本部員会議の設置等)

第3条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策（以下「応急対策」という。）の総合調整その他防災に関する重要事項を協議する。

3 本部員会議は、必要に応じ本部長が招集する。

4 本部長は、会議の議長となり会議を総括する。

(部等の組織及び所掌事務等)

第4条 本部に部及び班を置く。ただし、災害の状況により一部の部又は班を置かないことができる。

2 部に副部長、班に副班長を置くことができる。

3 部、班の名称、編成及び所掌事務並びに部長、副部長、班長及び副班長に充てられる職員は、三笠市地域防災計画において定める。ただし、本部長が必要と認めたときは、部若しくは班の所掌事務を変更し、又は他の部若しくは班の所掌事務を応援させることができる。

4 副部長は部長を、副班長は班長をそれぞれ補佐し、部長又は班長に事故があるときは、それぞれの職務を代理する。この場合において、副部長又は副班長が2人以上あるときは、副部長にあっては部長が、副班長にあっては班長があらかじめ指名した順序によるものとする。

5 副部長を置かない部にあって部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名し

た者が、その職務を代理する。

- 6 副班長を置かない班にあって班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名した者が、その職務を代理する。
- 7 部長、副部長、班長及び副班長は、上司の命を受けてその所掌事務を掌握し、その事務に従事する職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。
- 8 職員は、上司の命を受けてその事務に従事する。

（本部の解散）

第5条 本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は応急対策措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散する。

（本部の設置前の措置）

第6条 気象の異常な予警報又は異常な警報等により災害が発生するおそれがあると予想されるときは、次の措置を講じ本部を設置するための準備を整えておくものとする。

- (1) 上司の命を受けた消防本部職員、関係各部課等の職員は、庁内又は所定の場所に待機する。
- (2) 消防本部職員は、気象の予警報及び災害情報等の収集並びに関係各部課等、消防署及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 関係各部課等及び消防署は、出動体制を整備するとともに厳重な警戒及び監視に当たる。

（非常の配備）

第7条 本部長は、本部を設置したときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を指令するものとする。

- 2 非常配備の種別及び種別ごとの活動内容の基準は、三笠市地域防災計画において定める。
- 3 各部長は、あらかじめ三笠市地域防災計画に定めるところにより配備編成計画を作成して配備すべき所属職員を確定しておくものとし、配備に際しては必要に応じて所属職員を増減することができるものとする。
- 4 各部長は、非常配備のための職員の招集に備えて職員住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

（配備体制の特例）

第8条 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部又は班に対して種別の異なる指令をすることができる。

（通信の統制）

第9条 本部を設置したときは、本部長は、三笠市行政用無線電話基地局その他の無

線局を統括する。

(腕章の帶用)

第10条 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするために、三笠市地域防災計画において定める腕章を帶用しなければならない。

(本部を設置しない場合の準用)

第11条 この規程は、本部を設置しない場合の災害に際しても、市長が必要と認めたときは、これを準用する。

(災害救助法適用の場合の措置)

第12条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用された場合は、各部の班長は、法及び災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）等に定める様式に従い、その所掌事務にかかる関係救助の実施記録日計表その他救助事務処理に必要な帳簿等を作成しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日訓令第26号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日訓令第20号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第20号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日訓令第3-4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

資料6

林野火災関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話番号
(実施機関)		
空知森林管理署	岩見沢市3条東17丁目	0126-22-1940
空知総合振興局森林室	〃 北2条西12丁目	0126-22-1155
岩見沢市役所	〃 鳩ヶ丘	0126-23-4111
北村支所	〃 北村字赤川593-1	0126-56-2001
三笠市役所(農林課)	三笠市幸町2	2-3996
三笠市消防署	〃 若松町9	2-3499
森林愛護組合	〃 西桂沢411	6-8358
(協力機関)		
桂沢ダム管理支所	三笠市桂沢	6-8272
幾春別川ダム建設事業所	〃 幾春別山手町90-1	6-7101
空知総合振興局(地域政策課)	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
岩見沢警察署	岩見沢市10条東2丁目1番地1	0126-22-0110
電源開発(株)東日本支店桂沢電力所	〃 西桂沢92	6-8417
桂沢水道企業団	〃 西桂沢	6-8559
三笠建設協会	〃 多賀町6番地	2-2151
三笠市商工会	〃 若草長405番地9	2-2249
三笠市観光協会	〃 幸町2(市役所内)	2-3181
三笠市教育委員会	〃 若草町404番地	2-2197
いわみざわ農業協同組合	〃 幸町12番地	2-2581
三笠支所		
北海道中央バス(株)	岩見沢市志文966番地	0126-22-1519
堀川林業(株)	三笠市幾春別栗丘町	6-8051
北交ハイヤー(株)三笠営業所	〃 幸町5番地	2-2225
(株)砂子組	〃 奔別	6-7586
鳥獣保護員兼自然保護巡視員	〃 本郷町574番地	2-4202
(株)北海道獵友会三笠支部	〃 若松町10番地	2-3800

資料 7

災害時及び高速自動車国道の事故における医療救護活動に関する協定書

災害時及び高速自動車国道の事故における医療救護活動の万全を期するため、三笠市（以下「甲」という。）と社団法人三笠市医師会（以下「乙」という。）とは、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三笠市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療班の派遣）

第2条 甲は、三笠市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し状況を説明し医療班の編成および派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から状況の説明並びに要請を受けた場合は、その長が判断した後、医療班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の状況等により緊急を要するものと判断し甲の要請以前に医療班を派遣した場合は、速やかに甲に連絡し了解を得るものとする。

4 前項の規定により乙からの連絡を了解した場合は、第1項の規定による要請により派遣されたものとみなす。

5 第2項および第3項に規定する医療班の編成は、乙の会員、薬剤師、看護師その他の職員により構成するものとする。

6 乙は、災害が激甚で医療班に危害を及ぼし、またはその恐れがあると判断した場合は、派遣の要請を拒否することができる。

（災害医療救護計画の策定）

第3条 甲と乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定する。

2 災害医療救護計画は、乙が行う医療班の編成および医療救護活動を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（医療班の業務）

第4条 医療班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急措置および医療。

（2）傷病者等の収容医療機関への搬送の要否、搬送順位および搬送先の決定。

（3）被災者の死亡の確認。

(4) 前3号に掲げるもののほか、医療救護活動および医療班本部に伴う業務。

(医療班に対する指揮命令等)

第5条 医療班に対する指揮命令は、乙の長が行うものとし医療救護活動に係る連絡調整等については、甲が行うものとする。

(医療班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療資器材等の調達)

第7条 甲は、乙が派遣する医療班に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医療品の補給等)

第8条 甲は、医療品および衛生材料の補給、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第9条 甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、乙に協力を依頼するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、甲の負担とし無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

(医事紛争)

第11条 甲及び乙は、この規定に定める医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意を持って協議を行い解決のための適切な措置をとるものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療班の編成および派遣に要する費用。
- (2) 医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費。
- (3) 医療班が医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡の場合の扶助金。
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用。

(細則)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項について

は甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1日前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

附 則

この協定は、平成16年4月1日から施行する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

災害時及び高速自動車国道の事故における医療救護活動に関する協定書実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、災害時及び高速自動車国道の事故における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療救護活動の報告)

第2条 社団法人三笠市医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により医療班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（別記第1号様式）「医療救護班名簿」（別記第2号様式）及び「医療品等使用報告書」（別記第3号様式）を取りまとめ、三笠市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

(事故報告)

第3条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護隊員が負傷し疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（別記第4号様式）及び「事故（傷病・死亡）者概要書」（別紙）により甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第4条 協定書第12条第1号、第2号、第4号に規定する費用については、乙が費用弁償請求書」（別記第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第12条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金請求書」（別記第6号様式）により甲に請求するものとする。

(費用弁償の額)

第5条 協定書第12条第1号に規定する費用の弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第12条第2号に規定する費用の弁償の額は、使用した医療品等に係る実費とする。

3 協定書第12条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第12条第4号に規定する費用の弁償の額は、同条第1号から第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支 払)

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対して支払うものとする。

附 則

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

医療救護活動報告書

派遣医師等氏名			
事故等発生場所			
医療活動状況	<p>年　月　日</p> <p>時　分～　時　分</p> <p>取扱件数　件</p> <p>移送　件</p> <p>死体処理　件</p>		
備考			

別記第2号様式（第2条関係）

医療救護班名簿

職種	氏名	所属	住所	派遣月日

別記第3号様式（第2条関係）

医療品等使用報告書

品 名	規 格	数 量	薬 價 基 準	
			単 價	金 額

別記第4号様式（第3条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日の事故現場における医療救護活動において、別紙のとおり事故死亡・負傷者が発生したので報告します。

年 月 日

三笠市長 様

住 所

氏 名

印

別記第5号様式（第4条関係）

費用弁償請求書

年　月　日

様

住 所
氏 名

次の金額を請求します。

金額　　円

ただし、 年　月　日から　年　月　日までにおける災害事故現
場での医療活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書

別紙のとおり)

別記第6号様式（第4条第2項関係）

扶助金請求書

年月日

様

住 所

氏 名

印

災害時及び高速自動車国道の事故医療救護活動に関する協定書第12条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所					
	職種		勤務先		所属医療救護班名	
	疾病名				受傷(発病)年月日	
	死亡原因				死 亡 年 月 日	
障害等級		療養開始年月日	治癒年月日			
作業日数	年月日から年月日まで		日間	作業期間中における業務上の収入の有無		
扶助金支給基礎額		北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第3条 該当				
扶助金支給申請額						
備考						

- 注) 1. 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
2. 療養扶助金申請の場合には、医師の診断書及び療養費の領収書または請求書を添付すること。
3. 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる機関の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
4. 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
5. 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
6. 埋葬扶助金申請の場合は、死亡診断所を添付すること。
7. 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

別紙（第3条関係）

事故（傷病・死亡）者概要書

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（月日）	診療（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡場所					
受傷発病死 時の状況					

別表（第5条関係）

日 当	医 師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別紙第2に定める額に準じた額とする。
	薬剤師	
	看護師	
	補助職員	看護師の日当の2分の1に相当する額とする。 (100円未満は切り捨てる。)
旅 費	医 師	三笠市職員旅費条例（昭和31年条例第11号）を適用する。
	薬剤師	
	看護師	
	補助職員	
時 間 外 勤 務 手 当	医 師	三笠市給与条例（昭和31年条例第10号）を適用する。
	薬剤師	
	看護師	
	補助職員	

この表において「看護師」とは、保健師助産師看護師法（平成13年法律第153号）に規定する保健師、助産師、看護師および准看護師をいう。

また、「補助職員」とは、医師、薬剤師、看護師を補助し、医療班の医療救護活動を行うその他の職員をいう。

災 害 医 療 救 護 計 画

業 務 項 目	担 当	着 手	適 用
医療班の結成		完・未	
医療救護に必要な人員		完・未	
医療及び助産支援施設等との連絡調整		完・未	
医療施設の確保		完・未	
救護施設の確保		完・未	
医療器具の確保		完・未	
薬剤の確保		完・未	

資料 8

高速自動車国道事故等対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、本道における高速自動車国道の事故等に際し、関係機関が相互に連絡調整を密にし、消火活動及び救急・救助活動等（以下「対策」という。）を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(用語の例)

第2 この要領の用語は、次の例による。

- 1 関係機関とは、陸上自衛隊北部方面総括部、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、日本道路公団札幌建設局、北海道医師会及び北海道をいう。
- 2 事故とは、車両の衝突若しくは炎上又は積載物等の爆発、炎上若しくは転落等によって大規模な消火活動、救急救助活動等が必要とされる事象をいう。

(関係機関の責務)

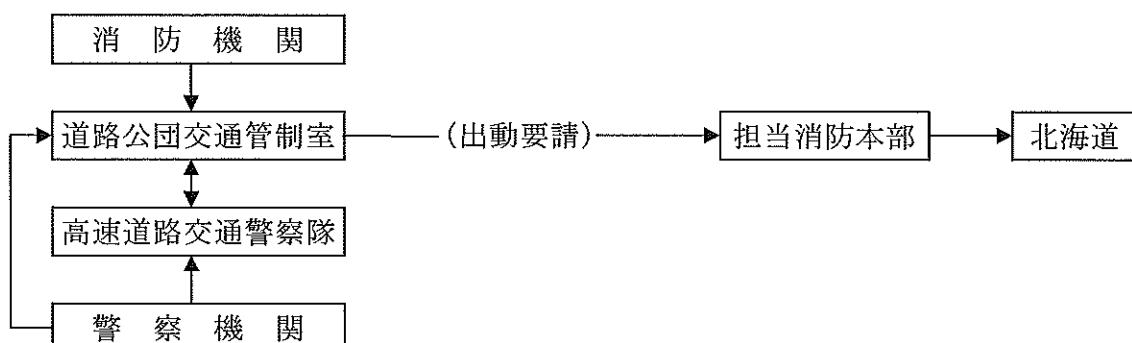
第3 関係機関は、それぞれの業務処理計画等により事故等の対策に当たるほか、この要綱に基づき、相互に連絡調整を密にし事故等の対策を実施するものとする。

(事故の対策)

第4 高速自動車国道での事故等の対策は次により行うものとする。

1 事故等発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



- ※ 1 道路公団から消防本部への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。
2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援定」による。

2 事故等対策現地本部の設置等

(1) 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急・救助活動等及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び日本道路公団の三機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

(2) 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

3 事故等対策連絡本部の設置等

(1) 事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策連絡本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

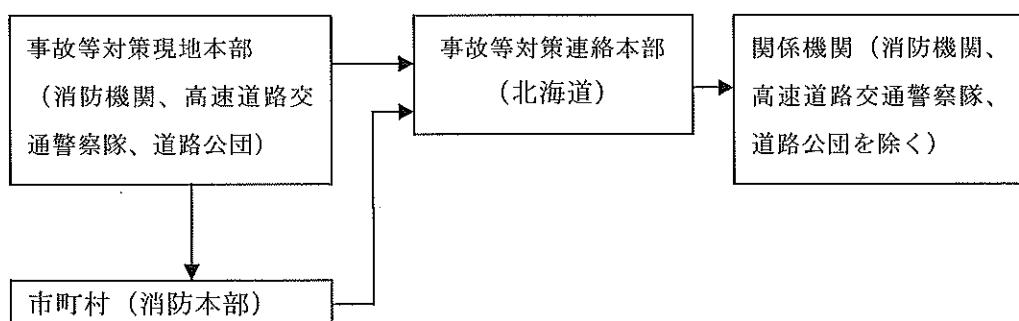
(2) 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は、「事故等対策現地本部」の要請等に基づき事故等の対策を行うものとする。

4 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。

5 関係機関等への協力要請



(1) 医療機関への協力要請

「事故等対策現地本部」が事故等の現場へ医師の派遣が必要と認めた場合は、原則として、当該市町村を通じ当該都市医師会へ医師派遣協力要請を行うものとする。

(2) 自衛隊への協力要請

「事故等対策現地本部」が自衛隊の協力要請が必要と認めた場合は、「北海道地域防災計画」に基づき派遣要請を行うものとする。

(3) 「事故等対策現地本部」が上記(1)、(2)以外の機関への協力応援が必要と認めた場合は、「事故等対策現地本部」及び関係機関と協議の上、協力要請を行うものとする。

6 この要綱に定めるもののほか、事故等の対策の細部について別に定めるものとする。

(関係機関の連絡先)

第5 関係機関の対策通報等の連絡先は、別表のとおりとする。

(訓練の実施)

第6 事故等の対策を迅速、適切に行うため、次に掲げる訓練を関係機関合同で実施するものとする。

(1) 事故等発生及び事故等対策通報訓練

(2) 総合訓練

付則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

別表（関係機関一覧）

○陸上自衛隊北部方面総幹部（防衛部運用室） ○北海道警察本部（交通企画課） ○
北海道市長会（事務局） ○北海道町村会 ○全国消防長会北海道支部

○日本赤十字社北海道支部（事業課） ○日本道路公団札幌建設局（交通管制室）

○北海道医師会（事業第二課） ○北海道（総務部危機対策課）

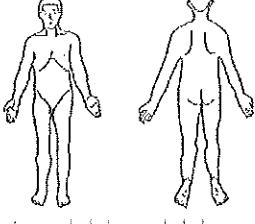
資料9

トリアージタグ

表

災害用 For Calamity use ETS-TAG				
No.	氏名(Name)	年齢(Age)	性別(Sex) 男(M) 女(F)	
住所(Address)	電話(Phone)			
トリアージ実施日時(Date・Time)	監視者(Enforcement Person)			
搬送機関(Conveyer)	收容医療機関(Medical Facilities)			
トリアージ実施場所(Place)				
トリアージ実施機関(Organization)				
症状(病状)(Condition)	<input type="checkbox"/> 医師(Doctor) <input type="checkbox"/> 急救技術者(Paramedic) <input type="checkbox"/> その他の(Others)			
トリアージ区分(Category)	O	I	II	III
	O	I	II	III
	O	I	II	III
	O	I	II	III

裏

災害用 For Calamity use ETS-TAG			
【特徴項目 抜き 治療上特に留意すべき事項 The notes of conveyance and medical treatment】			
【その他の応急処置の状況 The situation of a emergency measure etc.】			
			
O	I	II	III
O	I	II	III
O	I	II	III

資料10

三笠市が締結している協定一覧（関係機関・民間企業等）

No.	協定名	締結日	協定締結先
1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成9年11月5日	北海道 (北海道市長会)
2	災害時及び高速自動車道の事故における医療救護活動に関する協定	平成16年3月26日	社団法人 三笠市医師会
3	災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年8月3日	三笠建設協会
4	災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定	平成20年1月17日	イオン北海道㈱
5	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	平成22年5月28日	北海道開発局
6	災害等の発生時における三笠市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	平成22年8月2日	北海道エルピーガス協会
7	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	平成22年12月1日	北海道コカ・コーラボトリング㈱
8	防災関係機関相互間における災害情報等の共有化に関する覚書	平成23年3月3日	陸上自衛隊 第12施設群
9	災害時における応急対策業務に関する協定	平成23年3月31日	堀川林業㈱
10	災害時における施設使用に関する協定	平成24年8月1日	三笠市仏教会
11	南空知災害時相互応援に関する協定書	平成24年11月26日	南空知4市5町 (南ふるさと市町村圏組合)

No.	協定名	締結日	協定締結先
12	災害時における石油燃料の供給等に関する協定	平成25年1月17日	・北海道石油業協同組合連合会 南空知地方石油業組合三笠部会 ・出光リテール販売㈱ 北海道カソパニー三笠中央SS ・ナラサキ石油㈱ イオンセルフ三笠SS
13	災害時における防災対策機器の調達に関する協定	平成25年1月17日	北海産業㈱ 三笠営業所
14	北海道財務局との災害時の応援に関する協定	平成26年3月28日	北海道財務局
15	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する三笠市と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定	平成26年9月16日	札幌地区トラック協会岩見沢支部
16	災害時等における連携に関する協定	平成26年12月2日	陸上自衛隊 第12施設群
17	災害時における三笠市、三笠市内郵便局間の協力に関する協定	平成27年6月1日	三笠郵便局
18	災害時における「道の駅三笠」の防災拠点化に関する覚書	平成27年7月1日	北海道開発局 札幌開発建設部
19	「道の駅防災用備蓄資機材」に関する協定	平成28年1月20日	北海道開発局 札幌開発建設部
20	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成28年1月26日	東日本電信電話株式会社

資料 1-1

消防団の水防分担区域

地区名	担当河川名	分 団 名	責 任 者
幾春別 奔 別 桂 沢	幾春別川 奔別川 川向沢川 幾小の沢川 下桂沢	幾春別分団	幾春別分団長
弥 生	幾春別川 盤の沢川 弥生墓地の沢川	弥生分団	弥生分団長
唐 松 東清住	幾春別川 川元の沢川 藤松沢川	唐松分団	唐松分団長
三 笠 清 住 幌 内	幾春別川 ヌッパ川 仙太郎沢川 前田の沢川 川内川 川内苗圃の沢川 三笠幌内川 70号の沢川	三笠分団	三笠分団長
岡 山 萱 野	幾春別川 市来知川 一号川	岡山分団	岡山分団長

資料12

水防資器材備蓄一覧

平成29年1月1日

資器材名	保管場所		数量
	除雪機械センター	三笠市消防署	
麻袋・土のう袋	2,800	1,200	4,000枚
ビニールシート	30	4	34枚
ロープ(縄)	350		350kg
鉄線	5		5kg
丸太		2	2本
木杭・鉄杭	60	15	75本
畳	8		8枚
土のう	250	90	340袋
掛矢	1	4	5丁
のこぎり		2	2丁
ツルハシ	5	9	14丁
スコップ	22	42	64丁
ペンチ	1	2	3丁
鎌	10	30	40丁
おの	2	5	7丁
ハンマー	2	6	8丁
一輪車	2	2	4台
はしご		5	5脚
ライト(発電機)		5	5式
鍬	2	16	18丁
しの	6		6丁
タギ	50		50kg
胴長	1	2	3足
ゴム長		93	93足
雨カッパ		106	106着
トビ		47	47丁
救命索発射鏡		1	1式
救命ボート		2	2隻
救命胴衣		12	12着
サバイバースリング		1	1着

平成29年1月1日

事業所名	住所	電話	建設機械(台)									
			ダンブ トラック	トラック	ブルドーザー	油圧ショベル	トラクター	水中ポンプ	発電機	エンジンポンプ	灯器	光器
堀川林業(株)	幾春別栗丘町13	6-8051		1	3	3	3					2
三葉緑化土木(株)	本郷町568	3-1390	3	2		2	1	3	3	1	2	
拓親建設興業企業組合	美園町35	2-3891		1		1		3	3			
折笠建設(株)	唐松町1丁目	2-2526		3	3	4		4	1			
長岡建設	多賀町19	2-5704		2				1	1			
川上組	本郷町647	2-8111	1	1		1	1	3	2			
(株)丸庭佐藤建設	岡山83	3-1000	9	2	2	10	14					1
(株)タヤ運輸建設	美和179-1	2-3048	6	3	2	3	3					
(株)田端本堂カンパニー	岡山359	2-7300		2		6			1		10	
(株)富樫組	幾春別中島町	6-8041	2	2		4	2	2	3		3	
武部建設(株)	萱野219	2-2312	1	1		1	1					
三笠振興公社	多賀町13-1	2-2521	3	2	1	4	2	5	5	5	10	

